林業者の経営の改善発達に資するため、 独立行政法人農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第四

十六条の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を

講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。